

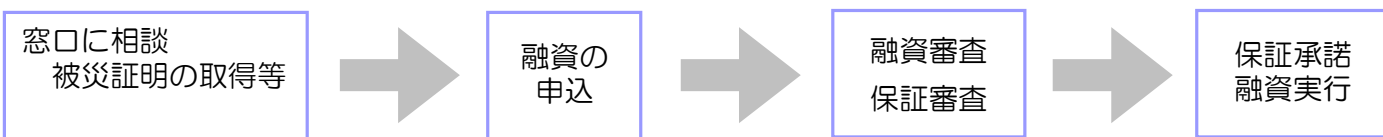
災害対策特別資金

令和3年7月豪雨災害対策特別資金

令和3年7月6日からの大雨、台風第9号又は8月12日からの大雨により、被害や影響を受けた中小企業者等に対し、既存の「災害復旧資金」の内容を優遇する形で「災害対策特別資金」を創設します。

制度名	令和3年7月豪雨災害対策特別資金
対象者	令和3年7月6日からの大雨、台風第9号又は8月12日からの大雨により、被害や影響を受けている中小企業者等であって、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 直接的な被害を受けたもの (2) 間接的な被害のうち、 売上高等が5%以上減少したもの、または売上高等が5%以上減少することが見込まれるもの
融資限度額	1億2,000万円 (注) (注) 運転資金の融資実行可能額は、「融資限度額」、「棚卸資産の被害と事業用資産以外の被害(機械設備等の修繕費等を含む。)の合計額」及び「 <u>月商の6ヶ月分</u> 」のうち最も低い額とする。
資金使途	設備資金、運転資金
融資期間	12年以内(据置期間3年以内を含む。)
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	責任共有 年1.25%(固定) 責任共有外 年1.10%(固定) ※ただし、借入当初3年間は利子補給により年0%とする。
信用保証料率	年0.40%~年1.20% (豪雨によるセーフティネット保証の認定を受けた場合、年0.40%~年0.71%) ※ただし、借入当初3年間は保証料補給により年0%とする。
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定による
連帯保証人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定による 個人 原則として不要
取扱期間	令和3年8月2日~令和4年3月31日融資実行分

令和3年7月豪雨災害対策特別資金ご利用の流れ



※ 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ
 TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>